

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二十三号（1）、様式第二十三号（2）、様式第二十三号（3）、様式第二十三号（4）、様式第二十四号、様式第二十五号（1）、様式第二十五号（2）、様式第二十五号（3）、様式第二十五号（4）、様式第二十六号（1）、様式第二十六号（2）、様式第二十八号（1）、様式第二十八号（2）、様式第二十八号（3）、様式第三十八号（4）、様式第四十一号、様式第四十三号及び様式第四十四号中「日本工機建設」を「日本建設」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。